

追録 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、児童生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応のポイント

（事案発生時の対応（状況把握・初期対応））

- Ｊアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。
- 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。

（参考） 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動

＜屋外にいる場合＞

- ・できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

＜建物がない場合＞

- ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

＜児童生徒が学校にいる場合＞

- ・ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- ・校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

＜スクールバスの中にいる場合＞

- ・スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
- ・スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。

＜公共交通機関を利用している場合＞

- ・公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考

2 発生後の対応のポイント

（ミサイル落下後の対応）

- 児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。
- 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。
※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。
- 報道機関や関係機関等への対応は、混乱を避けるため、窓口を一本化し管理職が当たる。
- 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
 - ・校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。
 - ・校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

（教育委員会（教育局）への報告）

- 児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- 児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

（事前の対応）

- Ｊアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- 自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- 危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

（安全教育の徹底）

- 自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

4 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- 国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- 北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- 国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）